

# 港湾空港等工事における 品質確保促進ガイドライン

平成17年10月

国 土 交 通 省  
港 湾 局 総 務 課  
港 湾 局 建 設 課

## はじめに

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められ、平成17年8月26日に閣議決定されたところである。

本ガイドラインは、港湾空港等工事について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものである。

各地方整備局においては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。

なお、本ガイドラインに記載している評価項目の設定例等については、あくまでも一般的な例として記載しているものであり、個々の工事における評価項目の設定等に当たっては、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行われたい。

おって、本ガイドラインについては、総合評価方式の実施手順についての検討を進め、必要な改訂を行うとともに、改訂の際に、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」（基本方針第2の5）、「調査・設計の品質確保に関する事項」（基本方針第2の7）等に関する事項を追加する。さらに、「技術提案の改善」（法第13条）、「高度な技術提案等を含む技術提案等を求めた場合の予定価格」（法第14条）等については実際の実施状況を踏まえ、適宜改訂を図る予定であるので、申し添える。

なお、基本方針第2の9では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図るよう努められたい。

# 目 次

1	工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	1
1-1	技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	1
1-2	入札方式の選定	4
1-3	契約図書を作成	5
2	技術的能力の審査の実施	8
2-1	有資格業者名簿の作成に際しての資格審査	8
2-2	個別工事に際しての技術審査	10
3	技術提案の審査・評価の実施	12
3-1	技術提案の求め方	12
3-2	総合評価による落札者の決定	13
3-3	実施手順	14
3-4	技術提案の審査・評価	18
3-5	技術提案の改善	26
3-6	高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格	27
4	中立かつ公正な審査・評価の確保	28
4-1	学識経験者の意見聴取	28
4-2	入札及び契約の過程に関する苦情処理	28
4-3	評価結果等の公表	31
5	発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	33
6	国土交通省による発注者の支援	34
参考	工事希望型競争入札方式の技術資料様式例	36



## 1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

### 1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、今後、図1-1のように行われていくことが期待されている。

#### ①有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成するが、国土交通省直轄工事（港湾空港関係）においては、資格審査に際しては、経営状況等の客観的事項について算定した数値（客観点数）に加え、工事成績等の特別事項について算定した数値（特別点数）を適切に評価しているところである。

#### ②個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注に当たり、工事实績情報システムや工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに、簡易な施工計画の提出を求め、審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

#### ③総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、次のイからハまでのいずれに該当するかに着目して総合評価方式を適用し、技術提案の審査・評価を行う。

イ 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額限度及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

ロ 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ハ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

技術提案の審査にあたっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行い、あらかじめ設定した評価基準や得点配分に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

#### ④総合評価

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や見積価額（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択し、前項③の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

##### 〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、上記イからハのいずれかの評価項目に基づき、性能等と価格とを総合的に評価するもの

##### 〔標準型〕

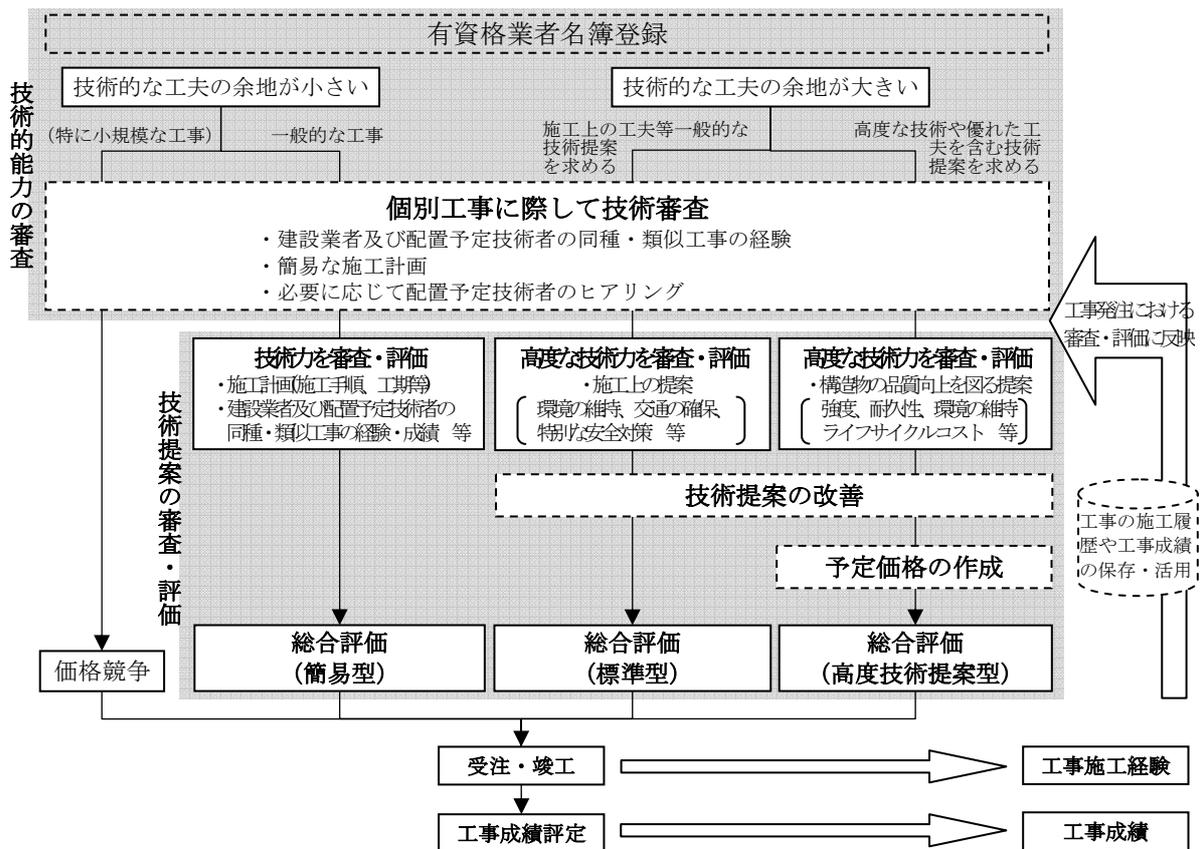
高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

##### 〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等を評価項目として扱い、定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

#### ⑤工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、VE提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、以降の工事発注における有資格業者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。



※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。  
 ※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。  
 ※一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。  
 ※総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図 1 - 1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用

## 1-2 入札方式の選定

基本方針第2の1においては、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、港湾空港等工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、①信頼できる建設業者の選定、②入札・契約に係る事務の簡素化、③良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされている。

このような観点を踏まえ、国土交通省港湾局においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」を試行することにより、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることとしている。

### 1-3 契約図書の作成

#### (1) 契約図書の作成

基本方針第2の1においては、仕様書、設計書等の契約図書の作成は適切に実施しなければならないとされている。

契約図書は、契約書及び設計図書（図面、仕様書（特記仕様書・共通仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいい（工事請負契約書第1条第1項）、特に、図面、特記仕様書等については、工事の内容に応じて大きく異なることから、適切に作成する必要がある。

なお、工事は、数々の制約条件（施工条件）を受けて実施されるが、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことが重要である。

このため、個々の工事の施工条件について事前に調査を行い、必要な事項を特記仕様書、現場説明書又は図面にて明示する。明示項目及び明示事項（案）は表1-1を参考とする。

表1-1 明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期</li> <li>2 施工時期、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法が制限される場合は、特定される施工内容、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法</li> <li>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期</li> <li>4 他省庁、その他関係機関との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、当該条件</li> <li>5 設計工程上見込んでいる休日等作業不能日</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用地等の確保に未処理部分がある場合は、その処理の見込み時期</li> <li>2 施工者に、ケーソン、ブロック等の製作ヤード及び仮置場所を指定する必要がある場合は、その内容（場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等）</li> <li>3 作業船を回航する場合で、係留場所及び緊急避難場所等を指定する必要がある場合は、その内容（場所、係留条件等）</li> </ol>
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止(家屋、水質、騒音、振動、防塵等、排出ガス等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>2 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法・内容、範囲等</li> <li>3 底質ダイオキシン類対策が必要な場合、その内容</li> <li>4 土壌汚染対策が必要な場合、その内容</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設、保安設備、保安要員又は交通誘導員を設置及び配置する場合は、その内容</li> <li>2 安全監視船を配置する場合は、その内容（期間、隻数、規格等）</li> <li>3 発破作業等の保安設備、保安要員を設置及び配置する場合、又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>4 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容</li> <li>5 潜水作業における鯨対策</li> </ol>

表 1 - 1 明示項目及び明示事項(案) (続き)

明示項目	明 示 事 項
工事中 道路関係 及び船舶 経路関係	1 一般道路を搬入出路として使用する場合 (1) 工事中資機材等の搬入出経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置を行わせる場合は、その内容 2 仮設路を設置する場合 (1) 仮設路に関する安全施設等を設置する場合は、その内容、期間 (2) 仮設路の工事中終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮設路の維持及び補修を行わせる場合は、その内容
仮設備 関係	1 仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設棧橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容 2 安全対策上重要な仮設物の設計条件、構造及び施工方法 3 仮設備を使用(供用)する場合は、使用制限や使用条件がある場合は、その内容 4 仮設備の管理方法
作業船 関係	1 作業船を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能等) 2 作業船の回航内容を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能、時期、回数、往復・片道の別、入出港名(仕出港、仕向港)、回航保険等)
再生資源 関係	1 特定建設資材を利用又は特定建設資材廃棄物が発生する場合はその分別解体等・再資源化等の方法、並びに、再生資源を活用する場合はその種類・規格、等の諸条件
工事中支障 物件	1 工事中区域等に占有物件等の工事中支障物件が存在する場合は、その内容(位置、構造等) 2 工事中支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容(方法、時期等)
排水工 (汚水処理を含む)関係	1 濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は、その内容 2 ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容(設備等)
その他	1 工事中資機材等の保管、運搬方法を指定する必要がある場合は、その内容(場所、内容、期間等) 2 工事中現場発生産品がある場合は、その内容(品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等) 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その内容(品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等) 4 工事中電力等を使用する場合は、その内容 5 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 6 浚渫工事中等における地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容(性状等) 7 その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及び内容

※ 「港湾・海岸事業の適性かつ円滑な事業の実施に係る留意事項について」(平成5年4月16日付け港建第113号、港海第418号)をもとに記述。

## (2) 知的財産としての技術提案の取扱い

競争に参加する者から技術提案を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案を採用することのないようにすること等その取扱いに留意するものとする。

具体的には、提案内容の保護に関する事項を入札説明書、技術資料作成要領等に明示する。

### 〔入札説明書における記載例〕

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

※「一般競争入札における入札時VE方式の試行について」(平成10年6月19日付け国港管第1324号、国港建第169号)をもとに記述。

### 〔技術資料作成要領における記載例〕

発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

## (3) 履行確保措置等

総合評価方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、例えば、次に掲げるように、入札説明書又は技術資料の作成要領等において明らかにする。

### 〔入札説明書における記載例〕

#### ( ) 評価内容の担保

工事の検査において、落札者の提示した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、当該性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

併せて、以下により工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

① □□□の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は○点減点するものとする。

② □□□

技術提案の提案値を満たさない場合は○○につき○点を減点するものとする。

## 2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、①有資格業者名簿の作成時及び②個別の工事に際して競争参加者選定の2つの段階で実施する（基本方針第2の2）。

### 2-1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

国土交通省直轄工事（港湾空港関係）の場合、資格審査にあたっては、経営状況等に係る客観点数に工事成績等に係る特別点数を加えて評価しており、5の工事区分ごとに行っているところである。

国土交通省（港湾空港関係）では、5の工事区分ごと及び工事の規模に応じた等級ごとに有資格業者名簿を作成している（契約業者取扱要領。以下2-1において「取扱要領」という。）。以下に、工事区分が空港等土木、港湾土木、港湾等しゅんせつの等級区分を示す。

工事区分：空港等土木、港湾土木、港湾等しゅんせつ

工事の規模（予定金額）	等級
2億5千万円以上	A等級
9千万円以上、2億5千万円未満	B等級
9千万円未満	C等級

なお、等級区分の数は工事区分ごとに異なるものがある。

今後、品質確保の観点から合理的に説明できる場合には、防災活動、品質管理・環境マネジメントシステム、技術者継続教育、障害者雇用の取組等の「建設業者の社会的責任に係る評価項目」についても審査項目とすることが考えられる。

国土交通省（港湾空港関係）では、一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格審査は、2年に1回定期の審査を行うほか、随時に行っている（取扱要領第2条）。

また、資格の決定に伴う総合数値は、次のように算定される。

$$\text{「総合数値}=\text{①客観点数}+\text{②特別点数}」$$

### ①客観点数

経営事項審査のデータを活用して、次の式に基づき客観点数を算定する。

$$0.35 \times X1 + 0.10 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.20 \times Z + 0.15 \times W$$

変数		考慮事項
X1	年間平均完成工事高の審査数値	①年間平均完成工事高
X2	経営規模の審査数値	①自己資本額 ②建設業に従事する職員数
Y	経営状況の審査数値	①売上高営業利益率 ②総資本経常利益率 ③キャッシュフロー対売上高比率 ④必要運転資金月商倍率 ⑤立替工事高比率 ⑥受取勘定月商倍率 ⑦自己資本比率 ⑧有利子負債月商倍率 ⑨純支払利息比率 ⑩自己資本対固定資産比率 ⑪長期固定適合比率 ⑫付加価値対固定資産比率
Z	技術職員の数の審査数値	①技術職員数
W	その他の審査項目の合計数値	①雇用保険加入 ②健康保険及び厚生年金保険 ③賃金不払い件数 ④建設業退職金共済制度加入 ⑤退職一時金制度導入 ⑥企業年金制度導入 ⑦法定外労働災害保証制度加入 ⑧死亡者及び負傷者の数 ⑨営業年数 ⑩建設業経理事務士等

### ②特別点数

港湾工事用保有船舶の能力及び過去2年間の直轄の工事区分ごとの施工実績から、下記の計算式で算定する。

$$A + B + C + D$$

A；港湾工事用保有船の能力の審査数値（港湾土木、港湾等しゅんせつに限る。）

$$\Sigma (\text{保有船舶の能力による点数})$$

B；工事成績評定点の審査数値

$$4 \times (a \times 2 / 3 \times (1 + \text{Log } c)) + b \times 1 / 3 \times (1 + \text{Log } d)$$

$$a = 100 \times (\text{当該地方整備局の工事成績評定点平均値} - 65) / 35$$

$$b = 100 \times (\text{全地方整備局等の工事成績評定点平均値} - 65) / 35$$

$$c = \text{当該地方整備局の施工実績件数}$$

$$d = \text{全地方整備局等の施工実績件数}$$

C；工事施工経歴等の審査数値

$$\text{工事の施工履歴点数} + \text{海上起重作業の専門技術者数点数} + \text{新技術等開発の実績点数}$$

D；技術提案の実績の審査数値

$$\Sigma (\text{VE評定点数} \times \text{方式係数} \times \text{部局係数}) \text{に} \text{応じた技術提案点数}$$

## 2-2 個別工事に際しての技術審査

### (1) 基本的考え方

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

表2-1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目の例（政府調達協定対象を除く）

技術審査項目		
不誠実な行為の有無		
経営状況		
工事成績	工事成績	過去2年間の工事成績評定点の平均点
	優良工事表彰	過去2年間の優良工事表彰
手持ち工事の状況	手持工事量比率（X: 当該年度受注額÷過去5年間平均受注額）	
技術的適性	簡易な施工計画（※1）	工程管理に係わる技術的所見
		材料の品質管理に係わる技術的所見
		施工上の課題に対する技術的所見
		施工上配慮すべき事項
	企業の施工能力	過去10年間の同種・類似工事の施工実績（※2）
		過去10年間の同種・類似工事の施工経験（※2）
	配置予定技術者の能力	過去2年間の工事成績評定点の平均点
		指定された資格の保有年数
技術者の専任性		
過去2年間の技術者表彰		
安全管理の状況	安全管理表彰（過去2年間）	
労働福祉の状況		
その他	地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地
		過去10年間の近隣地域内工事の実績

※1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

※2 一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。

### (2) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・配置予定技術者の経歴・資格
- ・同種・類似工事の施工経験の有無
- ・同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点

- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

### **(3) 同種・類似工事の経験等の要件の設定の考え方**

過去の同種・類似工事の経験等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。

### 3 技術提案の審査・評価の実施

#### 3-1 技術提案の求め方

##### (1) 技術提案を求める工事

特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、技術的な工夫の余地が大きい工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても簡易な施工計画についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

##### (2) 技術提案の範囲（総合評価方式）

当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や見積価額（工事規模）に応じて、総合評価方式について次に掲げるいずれかの方式を選択し、競争に参加する者から技術提案を求め、技術力の審査・評価を行う。その際、あらかじめ設定した評価基準（実現性、安全性等）及び得点配分に基づき、技術提案の点数付け（評価）を行う。

##### 〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、1-1③に掲げるイからハの評価項目に基づき、性能等と価格とを総合的に評価するもの

##### 〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

##### 〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等を評価項目として扱い、定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

### 3-2 総合評価による落札者の決定

簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、国土交通省港湾局においては除算方式を採用している（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成14年2月22日付け国港管第1187号））。

また、性能等について評価する場合の評価点数（以下「技術評価点」という。）は工事の特性に応じて設定するものであるが、技術評価点を構成する標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合や価格に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合は、品質が十分に評価されない結果となるおそれがある。今後、引き続き、実施事例の収集、評価\*を行い、必要に応じて標準的な配点割合を見直していくものとする（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成14年9月6日付け国港管第489号、国港建第127号）3.（1））。

\*例えば、技術提案に係る性能等の価値に対する配点割合の妥当性、評価項目の適切性等について評価を行う。

[除算方式]

#### ① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

#### ② 技術評価点の配点の割合

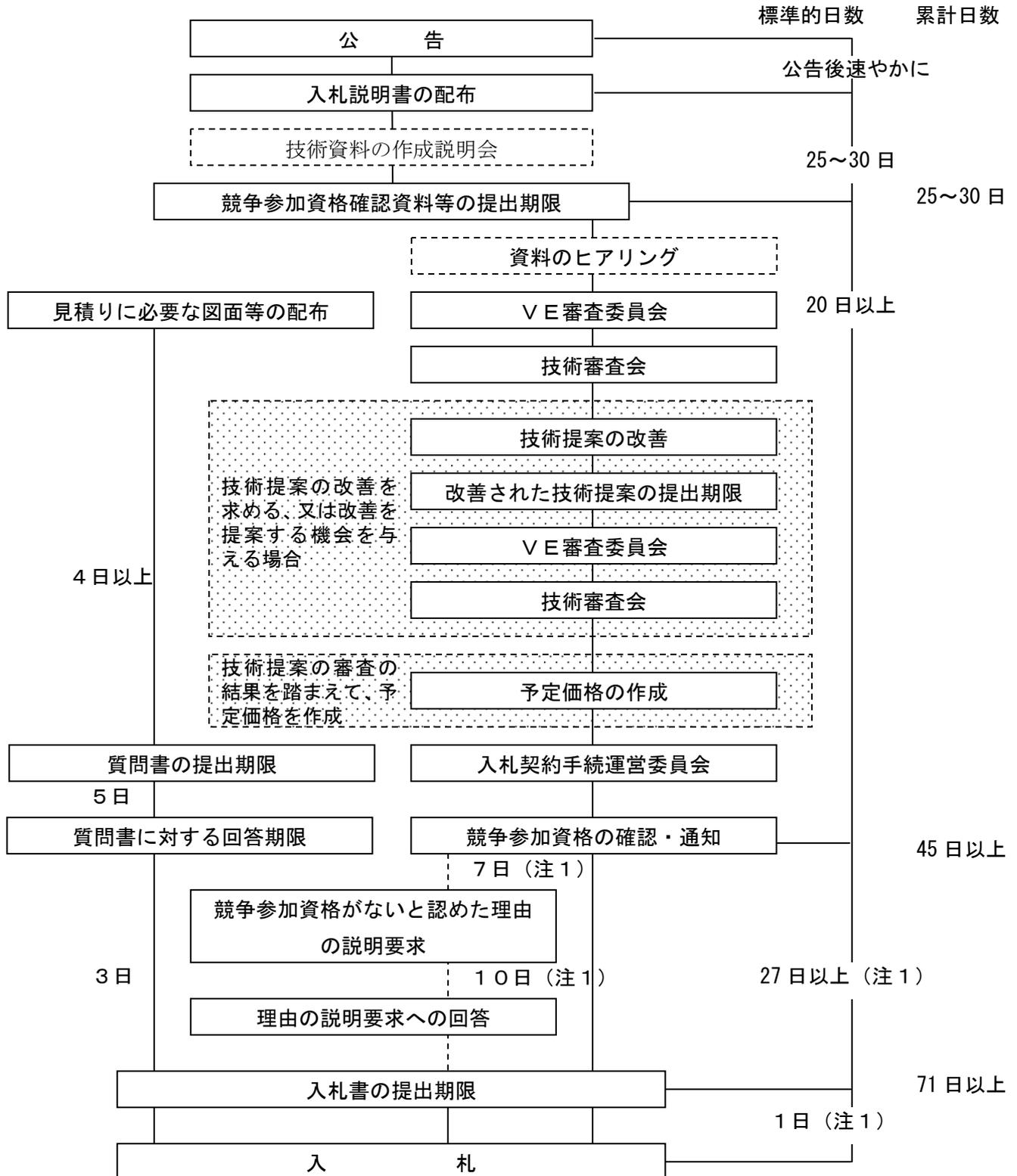
- ・ 当面、標準的には、標準点を100点とし、技術提案等に係る性能等に応じた加算点を10点から50点（簡易型の場合は10点から30点）までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定める。

#### ③ 特徴

- ・ Value for Money の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工事品質を表す指標となる。
- ・ 入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

### 3-3 実施手順

(1) 高度技術提案型 一般競争入札（政府調達協定対象）における標準的な手順は以下のとおりとする。

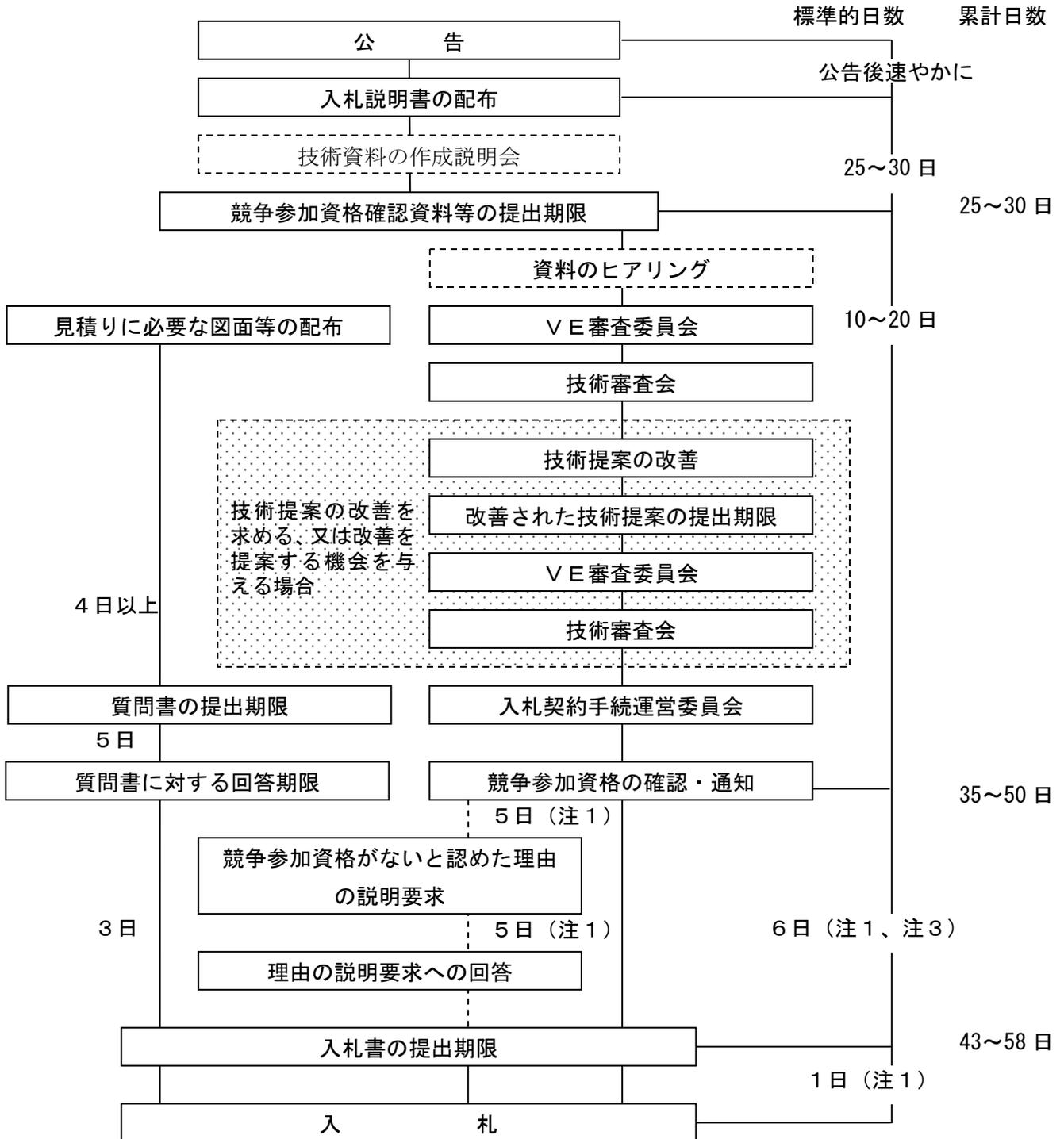


(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注2) 開札まで随時提出を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げることができる。

(2) 標準型

一般競争入札（政府調達協定対象を除く）における標準的な手順は以下のとおりとする。



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

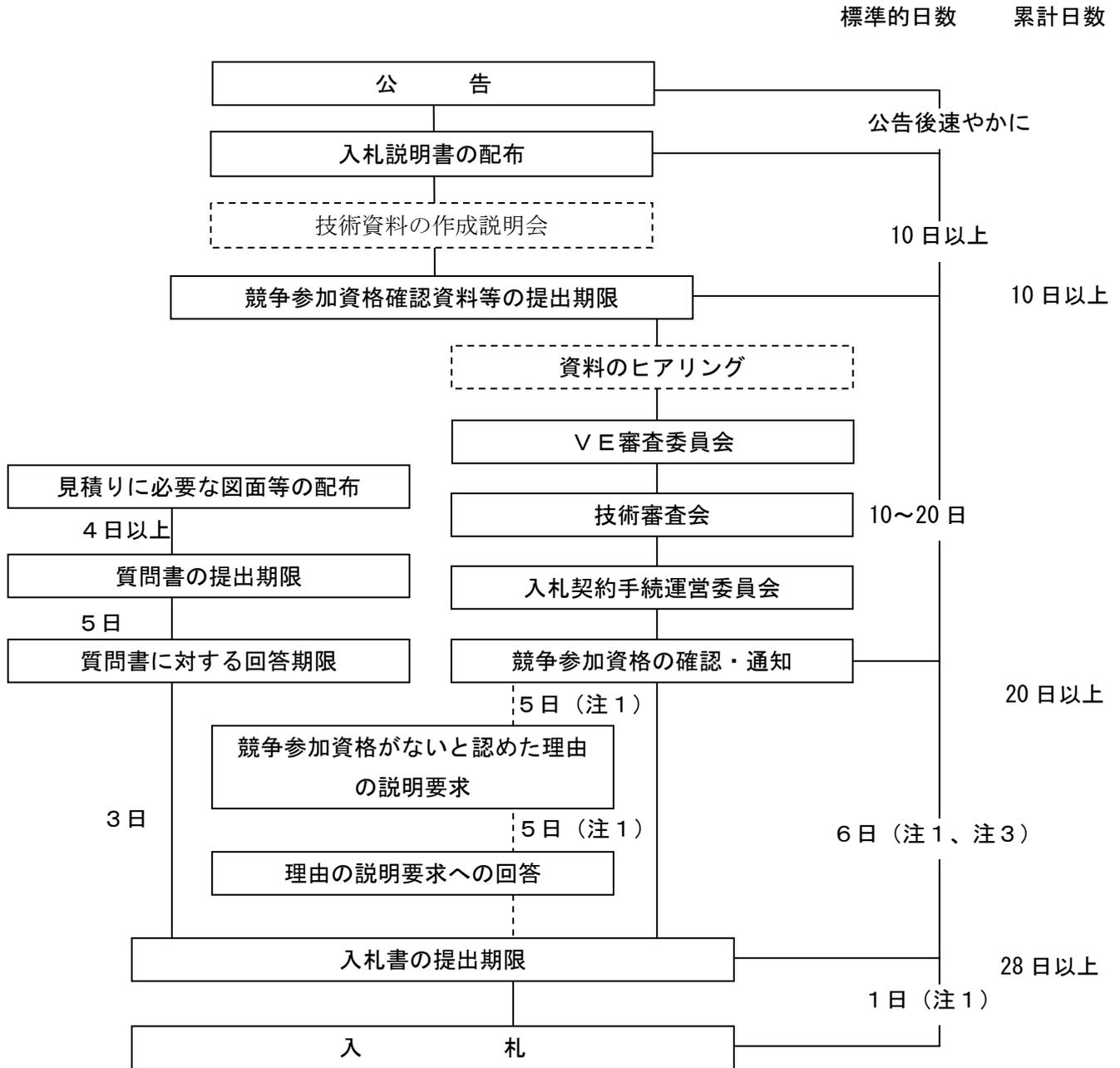
(注2) 開札まで随時提出を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げることができる。

(注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

(3) 簡易型

一般競争入札（政府調達協定対象を除く）及び工事希望型競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。

〔一般競争入札〕

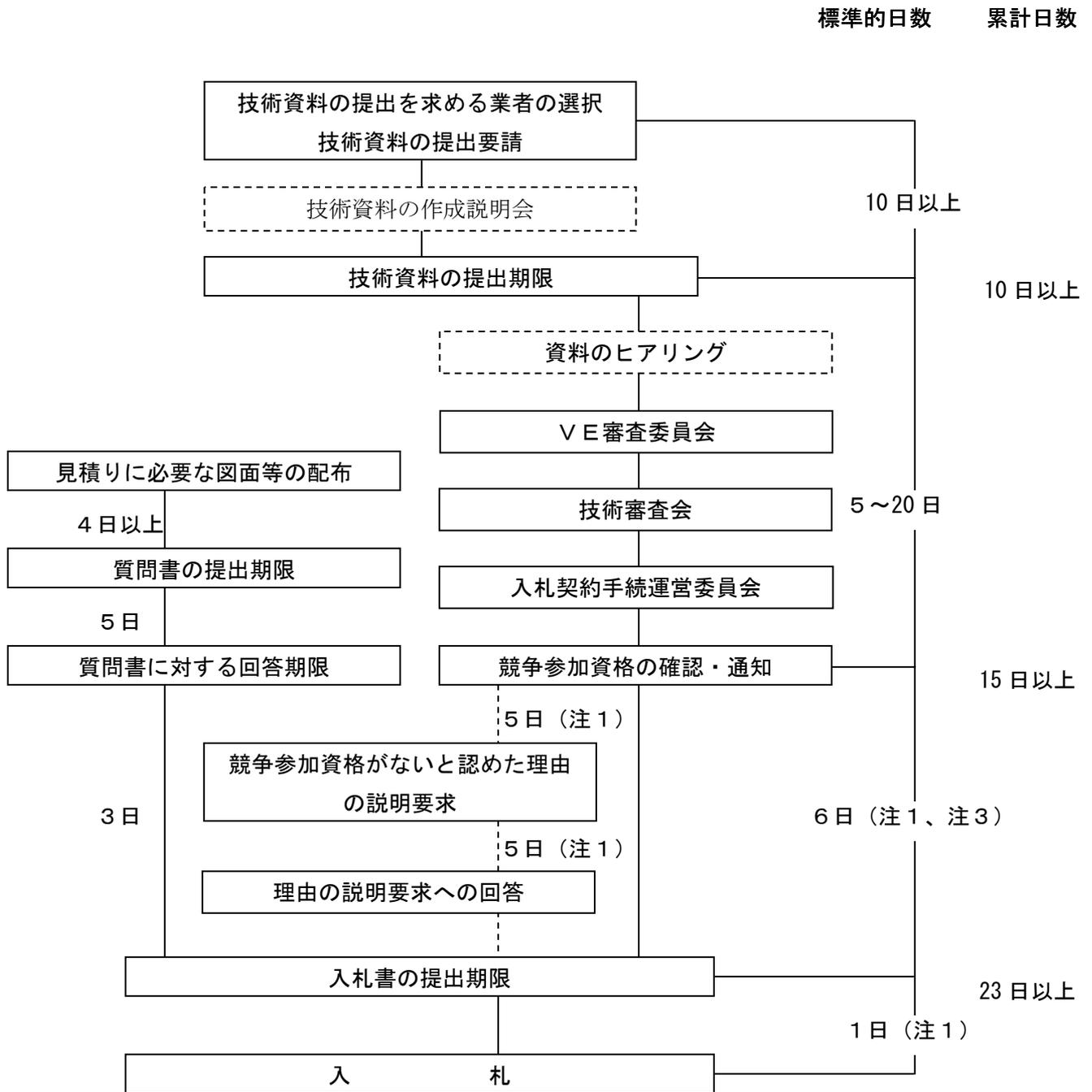


(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注2) 開札まで随時提出を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げることができる。

(注3) 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

[工事希望型競争入札]



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注2) 開札まで随時提出を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げることができる。

(注3) 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

### 3-4 技術提案の審査・評価

#### (1) 高度技術提案型及び標準型

高度技術提案型及び標準型においては、以下の項目について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

○施工計画

- ・技術提案に係る具体的な施工計画

○技術提案

- ・「標準ガイドライン\*において例示されている評価項目の指針となる事項」に関する技術提案\*\*

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。

次に評価基準の設定例を示す。

注\*) 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」

注\*\*) 技術提案については、標準ガイドラインの例示は、あくまで例示であるため、この例示以外の項目についても、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成14年2月22日国港管第1187号)により通知された、総合評価方式に関する大蔵大臣(現・財務大臣)との協議結果(以下「包括協議」という)の枠内で、総合評価方式は実施可能であると解釈される。ただし、包括協議で限定列挙されていない事項を評価項目として総合評価方式を実施することは包括協議の枠外となり、国が発注する工事においては発注者と財務省の個別協議が必要となる。

## 高度技術提案型・標準型における評価項目・評価基準の設定例

### (1) 施工計画について

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

### (2) 配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

(3) 技術提案について

標準ガイドラインにおける評価項目の分類

標準ガイドラインにおける例示		
大項目	中項目	小項目
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費 更新費
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性
		強度
		耐久性
		安定性
		美観
社会的要請に関する事項	環境の維持	供用性
		騒音
		振動
		粉塵
		悪臭
		水質汚濁
		地盤沈下
		土壌汚染
	景観	
	交通の確保	規制車線数
		規制時間
		ネットワーク
		災害復旧
	特別な安全対策	安全対策の良否
	省資源対策又はリサイクル対策	省資源対策
リサイクル対策		

※1 評価基準としては、評価項目に対し設定される評価指標を用いる。

※2 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。

※3 技術提案については、競争参加者から積極的に技術提案の提出が見込まれる場合には、それらの技術提案を受け付け、評価してもよい。

## (2) 簡易型

簡易型における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本とする。

なお、その他の項目を評価する場合は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜評価項目及び得点配分の設定を行うものとする。ただし、得点配分については、簡易な施工計画を主として評価することとする。

### 簡易型における評価項目・評価基準の設定例

○簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である

## 簡易型におけるその他の評価項目・評価基準の設定例

### ○簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる 適切である
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け 等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる 的確である
施工上配慮すべき事項の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる 適切である

### ○配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間に於ける主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満
過去 2 年間に於ける優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
継続教育（C P D）の取組状況	継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上取得）
	継続教育の証明なし

※ C P D : Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

○企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間に於ける工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満
過去 2 年間に於ける優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去 2 年間に於けるイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去 2 年間に於ける安全管理優良請負者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得あり
	新技術情報提供システム（NET I S）への登録あり
	該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	I S O 9 0 0 1 又は 1 4 0 0 1 の認証を取得済み
	認証を未取得
技能者の配置状況、作業船、機械、施設の保有状況等の施工体制	施工体制が確保されている
	工事の実施に当たり、施工体制が整備されている

なお、工事の内容によっては、以下のような項目を評価項目とすることも考えられる。

※ ○企業の手持ち工事量について

評価項目	評価基準
当該年度受注額÷過去4年間の平均受注額＝手持ち工事量比率	手持ち工事量比率<0.25
	0.25≤手持ち工事量比率<0.75
	0.75≤手持ち工事量比率<1.25
	1.25≤手持ち工事量比率

○地理的条件について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	○○県内に本店、支店又は営業所あり
	○○県内に拠点なし
過去10年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去10年間の主任（管理）技術者の近隣地域での施工経験の有無	施工実績あり
	施工実績なし

○災害協定等による地域貢献の実績について

評価項目	評価基準
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり
	活動実績なし

○ボランティア活動による地域貢献の実績について

評価内容	評価基準
過去5年間のボランティア活動の実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績	活動実績あり
	活動実績なし

※ 年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。

なお、極めて技術的な工夫の余地が小さい工事の場合には、以下に示すような評価基準を設定することも考えられる。

〔評価基準の設定例（工程管理重視）〕

(1) 簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である

(2) 企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間における工事成績評定点の平均点	7.5 点以上
	6.5 点以上 7.5 点未満
	6.5 点未満

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士又は技術士
	2 級土木施工管理技士
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間における主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7.5 点以上
	6.5 点以上 7.5 点未満
	6.5 点未満

※ 年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。

### 3-5 技術提案の改善

基本方針第2の3(3)では、「発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求める、又は改善を提案する機会を与えることができる」とされている。このため、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。また、基本方針第2の3(3)では、「透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する」とされている。

さらに、基本方針第2の3(3)では、「同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにする」とされていることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

#### 【入札説明書における記載例】

##### ( )技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で( )に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、( )に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

### 3-6 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

高度技術提案型の総合評価方式を適用する場合、競争に参加する者からの積極的な技術提案を引き出すことが品質確保を進める上で重要である。

特に、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、提案内容を履行するために必要な費用について、港湾土木請負工事積算基準等では歩掛や単価等が把握できないことがあるため、必要に応じて単価表等の提出を提案者に求める、又は市場の実勢調査等を行う等、経済性について十分配慮し、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査する必要がある。

また予定価格を作成するに当たっては、各提案の部分的な内容の組合せにより予定価格を作成することなく、優れた提案の全体を採用できるよう予定価格を作成することとする。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとするが、作成した予定価格については、発注者としての説明責任を有していることに留意する。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

#### 〔入札説明書における記載例〕

##### ( ) 予定価格算定時における施工計画の活用方法

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

#### 〔参考：総合評価方式適用事例（高度技術提案型）における意見聴取事例〕

##### ①意見聴取の方法

「公共工事等における技術活用システム」の「新技術活用評価委員会」等を活用（大学教授○名、助教授△名）し、意見聴取を行う。

##### ②意見聴取の内容（委員会における審議内容）

- ・技術の成立性、適応性
- ・予定価格算出過程
  - 1) 見積審査を行い、単価差が大きいものについて再提出を求めるか。
  - 2) 提出された技術提案書のうち、予定価格を作成する上で適切と判断した内容における見積を参考に算出してよいか。
  - 3) 予定価格算出の方法は妥当か。
    - 案1：標準積算＋業者見積
    - 案2：業者見積のみ

## 4 中立かつ公正な審査・評価の確保

### 4-1 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき、及び必要に応じて個々の個別工事において学識経験者の意見を聴取する。

### 4-2 入札及び契約の過程に関する苦情処理

基本方針第2の4においては、「入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

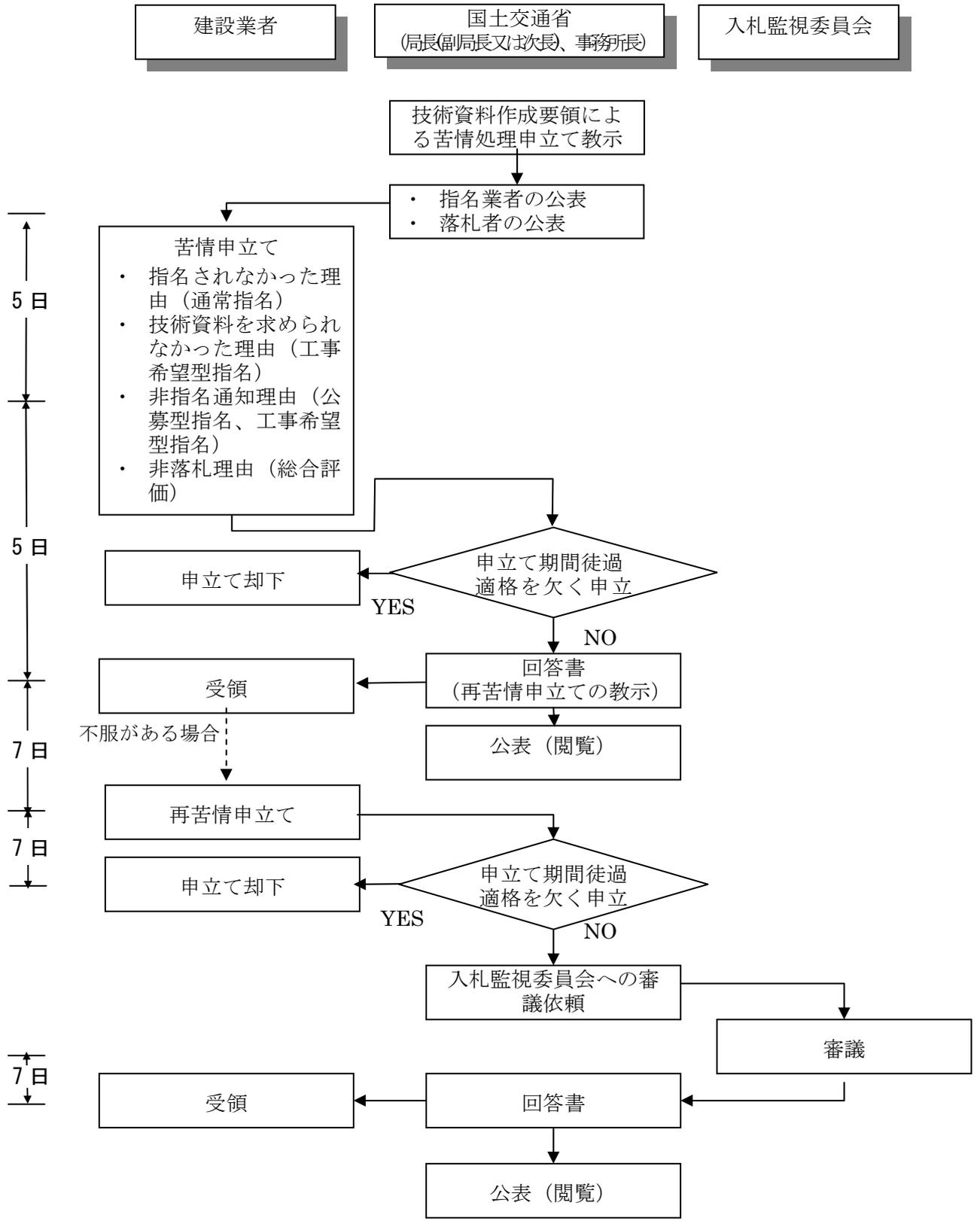
また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

国土交通省港湾局においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」(※)による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

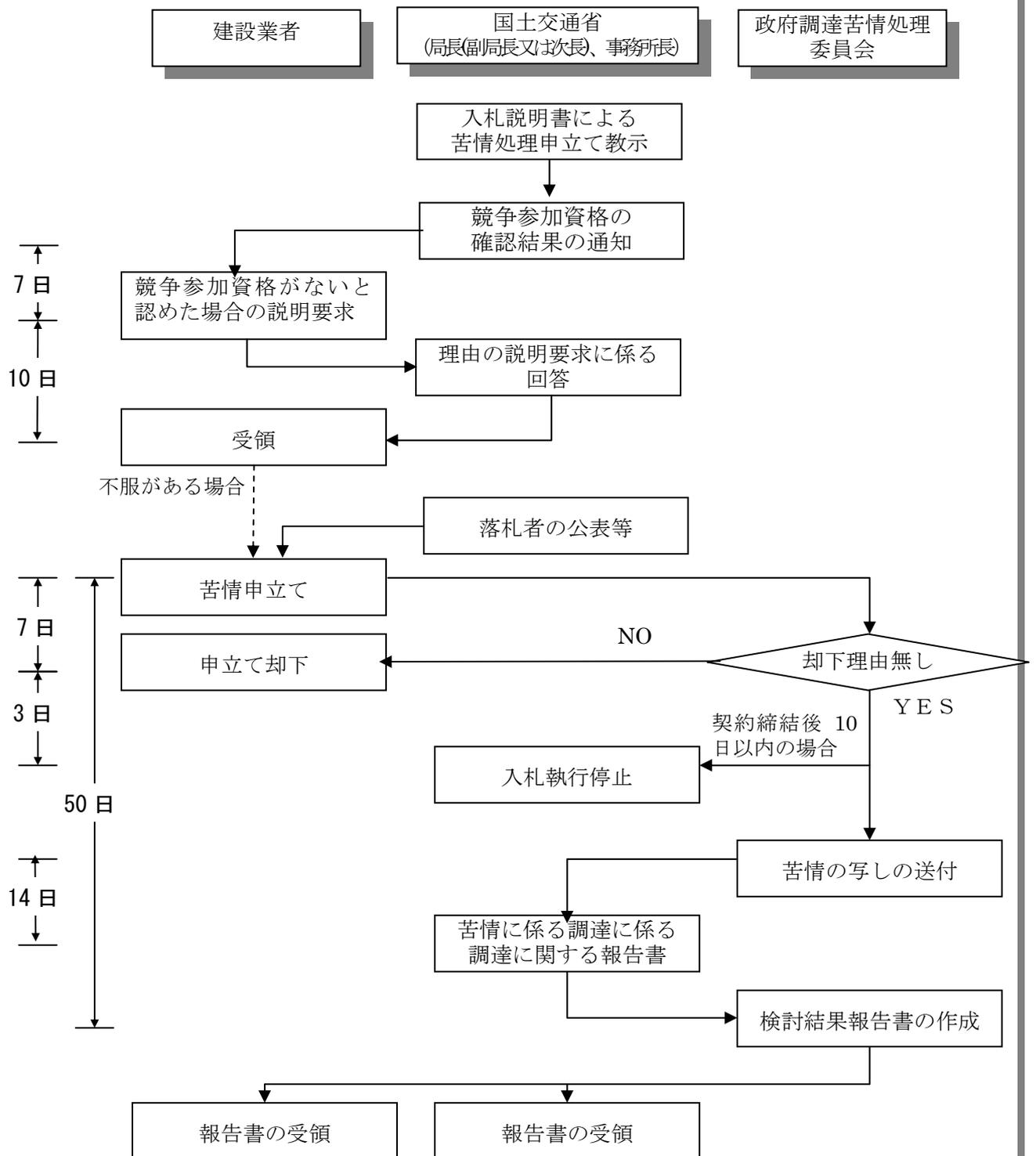
※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- ① 入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- ② 一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- ③ 入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

〔苦情処理手続〕



〔苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）〕



### 4-3 評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。なお、企業の施工能力等の事前に把握すべき情報については、発注者間の相互利用を図るため、データベースとして公表する。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

#### (1) 手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 入札参加要件
- ③ 入札の評価に関する基準
  - ・評価項目
  - ・評価基準
    - ・評価項目ごとの評価基準
    - ・評価項目ごとの最低限の要求要件
  - ・得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

#### (2) 指名通知後（指名競争入札の場合）

指名競争に付した工事においては、指名通知後速やかに、指名業者名及び指名の理由を公表する。ただし、事後公表の試行対象工事（「指名業者名の事後公表の推進について」（平成17年9月5日付け国港総第142号、国港建第98号）においては、契約後速やかに公表する。

(3) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の技術評価点
- ④ 各業者の評価値

<総合評価方式の入札調書>

予定価格	〇〇, 〇〇〇千円
調査基準価格	〇〇, 〇〇〇千円
基準評価値	〇〇. 〇〇〇

入札調書（総合評価方式）

1. 件名 ○〇〇〇工事 執行員  
 2. 所属事務所 ○〇〇〇工事 立会員  
 3. 入札日時 平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

業者名	価格以外 の入札項目 (例：工事 の期間)	基礎点+ 加算点	第1回 入札価格	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	第2回 入札価格	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	備考	適用

## 5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、国土交通省港湾局及び国土技術政策研究所が開発・管理・運営している港湾CALSを発注者支援データベース・システムとして活用し審査及び評価の効率化を図れるよう検討するものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

### 〔国土交通省港湾局におけるデータベースの活用〕

国土交通省港湾局において整備しているデータベースを以下に示すが、利用者が港湾局及び地方整備局内に限定されているデータベースであることから、今後、地方公共団体等とのデータベースの共有化をはじめとして、より一層の効率化・適正化を検討することとしている。

		港湾局・発注者内データベース			
		工事实績 関 連	工事成績 関 連	契約情報 関 連	技術審査 関 連
①競争参加資格審査				☆	☆
②技術審査・ 評価 (個別工事)	地域内の本店・支店・営業所				☆
	主任・監理技術者の専任性	☆			☆
	同種・類似工事の施工実績 (企業)	☆			☆
	同種・類似工事の施工経験 (技術者)				
	近隣地域での施工実績	☆			☆
	工事成績(企業)		☆		☆
	工事成績(技術者)				
	技術者の資格	☆			☆
	手持ち工事量				☆
③契約				○	
④施工	請負工事成績評定		○		
	工事实績情報	○			

○：データベースへのデータ登録

☆：データベースのデータ利活用

## 6 国土交通省による発注者の支援

基本方針第2の8(1)においては、各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任の下、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとされており、このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めることとされている。

- イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入れを行う。
- ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。
- ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。
- ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

また、基本方針第2の9においては、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする事とされている。

これらを踏まえ、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、国土交通省港湾局が支援策として協力を行うことが考えられる事項を以下に示す。

### ① 発注準備

- ・ 設計図書を作成に関する事項
- ・ 数量・積算に関する事項
- ・ 入札・契約方式選定に関する事項
- ・ 契約事務手続に関する事項

### ② 入札・契約

- ・ 技術審査（審査基準、審査方法）に関する事項
- ・ 総合評価方法（評価項目・評価基準等）に関する事項
- ・ 学識経験者からの意見聴取方法に関する事項（総合評価方式の場合）
- ・ 落札者決定（技術提案の審査、総合評価）に関する事項

③ 監督・検査

- 監督・検査に関する事項
- 工事成績評定に関する事項

④ その他

- 各種基準類・要領に関する事項
- 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項
- 講習会・研修に関する事項
- 必要な情報の収集及び提供

なお、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力を要請された場合（基本方針第2の8（1）ハ）における基本方針第2の8（2）の公益法人が所管の公益法人である場合には、必要な情報提供を行う。

## 参考 工事希望型競争入札方式の技術資料様式例

(様式－1)

(用紙A4)

平成 年 月 日

〇〇地方整備局

〇〇港湾事務所長

〇〇 〇〇 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

〇〇工事の技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 問い合わせ先

担当者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

#### 2. 本店所在地

名 称 :

住 所 :

電話場号 :

#### 3. 〇〇県又は〇〇県内にある支店又は営業所の所在地（1件）のみ記載する。

名 称 :

住 所 :

電話場号 :

注：本店とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載した本店。

注：電子入札システムにより技術資料を提出する場合は、代表者の印を省略できるものとする。ただし、指定の容量を超過して輸送による場合は押印すること。

### 工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

■工程管理に対する技術的所見

### 品質管理（〇〇）に対する技術的所見

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

■対象	〇〇の品質管理について
項 目	具 体 的 な 品 質 管 理 方 法
〇〇の品質管理 について	

## 同種又は類似工事の施工実績

〇〇工（工種・工法を指定する場合）

会社名：\_\_\_\_\_

同種・類似工事の条件		平成〇年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。） 同種工事：延長〇〇m、面積〇〇㎡以上の〇〇工事であること。 類似工事：延長〇〇m、面積〇〇㎡以上の〇〇工事であること。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／JV（出資比率）
工事概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	

注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

### 主任（監理）技術者の資格・工事経験

会社名： \_\_\_\_\_

配置予定技術者の 従事役職・氏名		〇〇技術者    〇〇   〇〇
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士（取得年） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS登録番号）    ・    無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する 場合の対応措置	例）本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定 のため本工事に従事可能
	CORINS 登録の有無	有（CORINS登録番号）    ・    無

- 注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。
- 注) 提出時における他工事の従事状況等は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。